

相続連載シリーズ

56

弁護士 市場 輝

持戻し免除の意思表示の推定規定について

この度の相続法改正で、配偶者保護の観点から、婚姻期間が20年以上の夫婦で、その一方が他方に対し、居住用建物やその敷地について遺贈又は贈与したときは、その建物や敷地について相続財産への持戻しを免除するという被相続人の意思表示が推定される規定が設けられました。

そこで、今回は、新たに設けられた持戻し免除の意思表示の推定規定についてお話ししたいと思います。

1 持戻しとは

そもそも「持戻し」が問題となる場合ですが、被相続人が相続人の一人又は複数人に対して遺贈又は一定の生前贈与をした場合、原則として、その遺贈、生前贈与された財産は相続財産に持戻して相続分を計算して分配することになります。このような持戻しをしてもらわないと、一部の相続人だけが事实上、相続財産を多くもらってしまう結果になりかねないからです。したがって、「持戻し」というのは、相続人間の公平の観点から、原則として遺贈や生前贈与された財産を相続財産に戻して相続分を計算するためのものです。

しかし、夫婦の一方がその他方に居住用建物やその敷地を遺贈、生前贈与した場合、一定の要件のもと、持戻し免除される意思表示が推定されることになります。これは、夫婦の一方が他方のこれまでの貢献に報いたり、生活保障を図る意思があることが多く、遺産分割において配偶者の取り分を減らす意思を有していないのが通常である考えに基づくものです。

2 持戻し免除の意思表示の推定のための要件

それでは、持戻し免除の意思表示の推定のための要件についてですが、①夫婦の一方が他方に対して遺贈又は贈与したこと、②遺贈又は贈与される財産は居住用建物又はその敷地であること、③夫婦の婚姻期間が20年以上であることが必要です。

①についてですが、夫婦間の遺贈又は贈与に限定され、ここでいう夫婦には内縁や事実婚の配偶者は含まれないとされていますので注意が必要です。また、②についてですが、対象となる財産は居住用の建物又はその敷地に限定されますので、こちらも注意が必要です。③についてですが、婚姻期間が連続して20年以上である必要がなく、通算で20年以上であればよいとされています。通算で20年以上となるのは、同じ夫婦で離婚し再婚する場合が考えられます。

3 持戻し免除の意思表示の推定の意味

さきほどの①から③の要件を満たせば、持戻し免除の意思表示が推定され、推定を覆す事情がない限り、持戻し免除の意思表示があったものとして扱われます。推定を覆す事情の具体例としては、被相続人自身が遺言で持戻し免除の意思表示がないことを記載していた場合などがあります。また、諸般の事情を総合考慮して持戻し免除の意思表示が否定されることもあります。



今回は、持戻し免除の意思表示についてお話ししましたが、持戻しの免除の意思表示が認められるかどうかによって、相続人全員の相続分が変わってきますので、夫婦間の問題だけでなく、相続人全員の問題としておさえていただければと思います。

◆プロフィール

弁護士 市場 輝(いちばあきら)
とくけん
法律事務所 德賢



平成19年に九州大学法科大学院に入学、平成24年に司法試験に合格、1年の司法修習を経て、平成25年より徳永賢一法律事務所にて執務を開始いたしました。平成28年8月より徳永賢一法律事務所は、事務所名を「法律事務所徳賢」に変更し、平成30年8月には事務所移転しました。平成から令和へと続く時代のニーズに応えられるように頑張ってまいりますので、相続連載シリーズもどうぞよろしくお願い申し上げます。